

# 公 示

モノレール駅自転車駐輪場約款第8条の2規定により放置廃棄自転車を撤去・保管しました。

令和6年3月29日

沖縄県南部土木事務所長 仲 嶺



- 1 詳細については別紙「保管物件一覧簿」のとおり
- 2 返還を受けるために必要な物
  - (1) 身分証明書等
  - (2) その他、土木事務所長が必要と認める書類
- 3 返還を受ける際に必要な手続き
  - ・ 受領書の提出
- 4 留意事項  
駐輪場約款第8条の5の規定に基づき、公示後6箇月以内に所有者へ返還できないときは、処分等を行う場合があります。

担当  
維持管理班 上原、吉元  
電話098-867-2941